

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案要綱

第一 出入国管理及び難民認定法の一部改正

一 定義に関する規定の整備

電磁的記録を「電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義すること。（第二条第十七号関係）

二 在留カードの記載事項等に関する規定の整備

1 在留カードの記載事項から「在留期間」、「許可の種類及び年月日」及び「在留カードの交付年月日」を削除し、「その他法務省令で定める事項」を追加すること。（第十九条の四第一項関係）

2 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより在留カードの記載事項及び表示される写真に係る事項のほか、在留期間、許可の種類及び年月日、在留カードの交付年月日、その他法務省令で定める事項及びこれらの事項について出入国在留管理庁長官が記録した旨を、在留カードに電磁的方式により記録するものとする。（第十九条の四第五項関係）

三 在留カードの有効期間に関する規定の整備

1 永住者（2に掲げる者を除く。）又は高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者に係る在留カードの有効期間を、在留カードの交付の日（四の規定による申請があった場合は、当該申請をした者がその時に所持していた在留カード（2及び六において「旧カード」という。）の有効期間の満了の日）後の十回目の誕生日が経過するまでの期間とすること。（第十九条の五第一項第一号関係）

2 永住者であつて、在留カードの交付の日に十八歳に満たない者（四の規定による申請については、旧カードの有効期間の満了の日が十八歳の誕生日である者を除く。）に係る在留カードの有効期間を、在留カードの交付の日（四の規定による申請があった場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の五回目の誕生日が経過するまでの期間とすること。（第十九条の五第一項第二号関係）

四 在留カードの有効期間の更新に関する規定の整備

在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了の日の三月前から有効期

間が満了する日までの間に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならないものとする。こと。（第十九条の十一第一項関係）

五 特定在留カードの交付等に関する規定の整備

1 住民基本台帳に記録されている中长期在留者は、次の(一)及び(二)に掲げる届出又は申請を行う場合には、当該届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、当該届出又は申請に係る在留カードの交付を、特定在留カード（この五及び第三の一の規定に定める手続により個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）としての機能を付加するための措置が講じられた在留カードをいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができるものとする。こと。（第十九条の十五の二第一項関係）

(一) 第十九条の十第一項の規定による届出又は四若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請

(二) 第二十条第二項の規定による申請（引き続き中長期在留者に該当する在留資格の変更（これに伴う在留期間の変更を含む。）に係る申請に限る。）又は第二十一条第二項若しくは第二十二条第一項の規定による申請

2 1の場合のほか、中長期在留者は、第十九条の七第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出、第十九条の八第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出又は第十九条の九第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出により、新たに住民基本台帳に記録される場合又は一の市町村の区域内において住所を変更する場合には、当該届出に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、住所地市町村長（当該届出を行う中長期在留者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長をいう。以下この五において同じ。）を經由して出入国在留管理庁長官に対し、当該住所地市町村長を經由した特定在留カードの交付を求める旨の申請をすることができるものとする。 （第十九条の十五の二第二項関係）

3 2の規定による申請を行う者（当該申請の際に当該住所地市町村長により第三の一4に規定する措

置がとられた者に限る。)のうち特定在留カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、出入国在留管理庁長官から特定在留カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができるとすること。(第十九条の十五の二第三項関係)

4 出入国在留管理庁長官は、1又は2の規定による申請があつた場合(1(二)に係る部分に限る。)の規定による申請にあつては、法務大臣が1(二)に掲げる申請の許可をすることとした場合に限る。)は、政令で定めるところにより、当該中長期在留者に係る特定在留カードを作成するものとする。

(第十九条の十五の二第四項関係)

5 出入国在留管理庁長官は、1の規定による申請があつた場合(第三の一2の規定による通知があつた場合に限る。)においては、1(一)に掲げる届出又は申請に係る第十九条の十第二項(第十九条の十第三項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。)の規定による在留カードの交付及び1(二)に掲げる申請に係る第二十条第四項第一号(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十二条第三項の規定による在留カードの交付は、4の規定により作成した当該中長期

在留者に係る特定在留カードを入国審査官に交付させることにより行うものとする。 (第十九条の十五の二第五項関係)

6 出入国在留管理庁長官は、2の規定による申請があつた場合 (第三の一2の規定による通知があつた場合に限る。) においては、4の規定により作成した当該中長期在留者に係る特定在留カードを住所地市町村長を経由して交付するものとする。 (第十九条の十五の二第六項関係)

7 6の規定にかかわらず、2の規定による申請に併せて3の規定による申出があつた場合 (第三の一2の規定による通知があつた場合に限る。) における6の特定在留カードの交付は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官が、当該中長期在留者に対し、当該特定在留カードを送付することにより行うものとする。 (第十九条の十五の二第七項関係)

8 5から7までの場合において、1若しくは2の規定による申請又は2の規定による申請に併せてされた3の規定による申出後に第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときその他の出入国在留管理庁長官が当該外国人に特定在留カードを交付することが相当でないときは、5から7までの規定にかかわらず、出入国在留管理庁長官は、特定在留カードを交付しないことができ

るものとする。 (第十九条の十五の二第八項関係)

9 6の規定により交付される特定在留カードを受領する者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の事務所に自ら出頭してこれを行わなければならないものとし、この場合において、その所持する在留カードの返納は、直ちに当該在留カードを住所地市町村長に引き渡し、当該住所地市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対して返納する方法により行わなければならないものとする。 (第十九条の十五の二第九項関係)

10 第六十一条の八の三第二項及び第三項の規定は、9の規定により特定在留カードを受領する場合に
ついて準用するものとする。 (第十九条の十五の二第十項関係)

11 7の規定により出入国在留管理庁長官が送付することにより特定在留カードの交付を受けた中長期
在留者は、直ちに、出入国在留管理庁長官に対し、その所持する在留カードを送付して返納しなけれ
ばならないものとする。 (第十九条の十五の二第十一項関係)

12 第六十七条の二の規定にかかわらず、外国人は、1 (一)に係る部分に限る。)若しくは2の規定に
よる申請又は2の規定による申請に併せてされた3の規定による申出に基づき5から7までの規定に

より特定在留カードの交付を受けるときは、政令で定める場合を除くほか、政令で定める額の手数料を納付しなければならないものとする。こと。（第十九条の十五の二第十二項関係）

六 特定在留カードの有効期間等に関する規定の整備

1 三1及び2に掲げる中长期在留者（2に掲げる者を除く。）による五1（一）に掲げる届出若しくは申請又は五2に規定する届出に係る特定在留カードの有効期間を、当該届出又は申請の日（四の規定による申請があつた場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の十回目の誕生日が経過するまでの期間とすること。（第十九条の十五の三第一項第一号関係）

2 永住者であつて、五1（一）に掲げる届出若しくは申請又は五2に規定する届出の日に十八歳に満たない者（四の規定による申請については、旧カードの有効期間の満了の日が十八歳の誕生日である者を除く。）に係る特定在留カードの有効期間を、当該届出又は申請の日（四の規定による申請があつた場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の五回目の誕生日が経過するまでの期間とすること。

（第十九条の十五の三第一項第二号関係）

3 五1の規定による申請（四の規定による申請に係るものに限る。）があつた場合において、旧カー

ドの有効期間の満了の日が経過するまでに、新たな特定在留カードが交付されないときは、三若しくは第十九条の五第一項第三号又は1若しくは2の規定にかかわらず、旧カードの有効期間は、次に掲げる時のいずれか早い時までの期間とすること。（第十九条の十五の三第二項関係）

(一) 新たな特定在留カードが交付される時

(二) 旧カードの有効期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時

4 出入国在留管理庁長官は、3(二)に掲げる時までに新たな特定在留カードの交付が困難であると認めるときは、その時まで、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させ、新たな特定在留カードの交付が可能となったときは、当該特定在留カードを交付させるものとする。と。（第十九条の十五の三第三項関係）

七 個人番号カードの機能の失効等に係る特定在留カードの取扱いに関する規定の整備

1 特定在留カードについては、第三の一七の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定による個人番号カードの失効は、その在留カードとしての効力に影響を及ぼさないものとする。と。（第十九条の十五の四第一項関係）

2 第三の一七の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十一項の規定又は番号利用法第四十七条の規定に基づく政令の規定による特定在留カードの返納は、これらの規定にかかわらず、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対して返納する方法により行うものとする。 (第十九条の十五の四第二項関係)

3 2の場合において、当該特定在留カードを返納する者が引き続き中長期在留者に該当するときは、出入国在留管理庁長官は、当該返納の際に、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させるものとする。 (第十九条の十五の四第三項関係)

八 デジタル庁令・総務省令・法務省令への委任に関する規定の整備

五から七までに定めるもののほか、特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項は、デジタル庁令・総務省令・法務省令で定めるものとする。 (第十九条の十五の五関係)

九 電磁的記録の取扱いに関する規定の整備

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に規定する一定の手続における電磁的記録の取扱いを文書に準じたものとするため、事実の調査に関する規定等の所要の規定の整備を行うこと。

(第十九条の三十七第二項、第二十二條の四第一項第三号、第二十四條第三号並びに第三号の五イ及びハからホまで、第四十四條の九第三項、第五十二條の七第三項、第五十九條の二第二項並びに第六十一條の二の十七第三項關係)

十 旅券等の携帯及び提示に関する規定の整備

第二十三條第一項及び第二項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券又は在留カードの提示(在留カードにあつては、在留カード電磁的記録(二二の二の規定による記録をいう。))の内容を確認するために必要な措置を受けることを含む。)を求めたときは、これに応じなければならぬものとする。 (第二十三條第三項關係)

十一 事務の区分に関する規定の整備

五二、五六及び五九の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすること。 (第六十八條の二關係)

十二 罰則に関する規定の整備

入管法の改正に伴い、所要の罰則規定を設けること。（第七十三条の三から第七十三条の五まで及び第七十五条の二関係）

十三 その他所要の改正を行うこと。

第二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正

一 特別永住者証明書の記載事項等に関する規定の整備

1 特別永住者証明書の記載事項から「交付年月日」を削除し、「その他法務省令で定める事項」を追加すること。（第八条第一項関係）

2 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の記載事項及び表示される写真に係る事項のほか、特別永住者証明書の交付年月日、その他法務省令で定める事項及びこれらの事項について出入国在留管理庁長官が記録した旨を、特別永住者証明書に電磁的方式により記録するものとする。（第八条第五項関係）

二 特別永住者証明書の有効期間に関する規定の整備

1 特別永住者証明書に係る届出又は申請の日に十八歳に満たない者に係る特別永住者証明書の有効期

間を、当該届出又は申請の日後の五回目の誕生日（三又は第十二条第二項の規定による申請があつた場合は、当該申請をした者がその時に所持していた特別永住者証明書（以下この二において「旧証明書」という。）の有効期間の満了の日後の五回目（旧証明書の有効期間の満了の日が十八歳の誕生日以降であるときは、旧証明書の有効期間の満了の日後の十回目）の誕生日）が経過するまでの期間とすること。（第九条第一号関係）

2 1に掲げる者以外の者に係る特別永住者証明書の有効期間を、当該特別永住者証明書に係る届出又は申請の日後の十回目の誕生日（三又は第十二条第二項の規定による申請があつた場合は、旧証明書の有効期間の満了の日後の十回目の誕生日）が経過するまでの期間とすること。（第九条第二号関係）

三 特別永住者証明書の有効期間の更新に関する規定の整備

特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書の有効期間の満了の日の三月前から有効期間が満了する日までの間に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請しなければならないもの

とすること。（第十二条第一項関係）

四 特定特別永住者証明書の交付等に関する規定の整備

- 1 住民基本台帳に記録されている特別永住者は、第十一条第一項の規定による届出又は三、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請を行う場合には、当該届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、住所地市町村（当該届出又は申請を行う特別永住者が記録されている住民基本台帳を備える市町村をいう。12において同じ。）の長（以下この四において「住所地市町村長」という。）を經由して出入国在留管理庁長官に対し、当該届出又は申請に係る特別永住者証明書の交付を、特定特別永住者証明書（この四及び第三の一の規定に定める手続により個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができるとすること。（第十六条の二第一項関係）

- 2 1の場合のほか、特別永住者は、第十条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第四項の届出又は同条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる同条第

五項の届出により、新たに住民基本台帳に記録される場合又は一の市町村の区域内において住所を変更する場合には、当該届出に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、住所地市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該住所地市町村長を経由した特定特別永住者証明書の交付を求めるとすることができるものとする。 (第十六条の二第二項関係)

3 住民基本台帳に記録されている平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。第四の一において同じ。）をもって在留するものは、第五条第二項の規定による申請を行う場合に限り、当該申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、第七条第三項の規定による特別永住者証明書の交付を、特定特別永住者証明書の交付により行うことを求める旨の申請をすることができるものとする。

(第十六条の二第三項関係)

4 1又は2の規定による申請を行う者（当該申請の際に当該住所地市町村長により第三の一4に規定する措置がとられた者に限る。）のうち特定特別永住者証明書の交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、出入国在留管理庁長官から特定特別永

住者証明書の送付を受けることを希望する旨の申出をすることができるとすること。（第十六条の二第四項関係）

5 出入国在留管理庁長官は、1から3までの規定による申請があつた場合（3の規定による申請にあつては、出入国在留管理庁長官が第五条第一項の許可をすることとした場合に限る。）は、政令で定めるところにより、当該特別永住者に係る特定特別永住者証明書を作成するものとする。 （第十条の二第五項関係）

6 出入国在留管理庁長官は、1の規定による申請があつた場合（第三の一2の規定による通知があつた場合に限る。）においては、第十一条第一項の規定による届出又は三、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特別永住者証明書の交付は、5の規定により作成した当該特別永住者に係る特定特別永住者証明書を住所地市町村長を経由して交付することにより行うものとする。 （第十六条の二第六項関係）

7 出入国在留管理庁長官は、2の規定による申請があつた場合（第三の一2の規定による通知があつ

た場合に限る。)においては、5の規定により作成した当該特別永住者に係る特定特別永住者証明書を住所地市町村長を経由して交付するものとする。 (第十六条の二第七項関係)

8 出入国在留管理庁長官は、3の規定による申請があつた場合(第三の一2の規定による通知があつた場合に限る。)においては、3の規定による申請に係る第七条第三項の規定による特別永住者証明書の交付は、5の規定により作成した当該特別永住者に係る特定特別永住者証明書を入国審査官に交付させることにより行うものとする。 (第十六条の二第八項関係)

9 6及び7の規定にかかわらず、1又は2の規定による申請に併せて4の規定による申出があつた場合(第三の一2の規定による通知があつた場合に限る。)における6又は7の特定特別永住者証明書の交付は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官が、当該特別永住者に対し、当該特定特別永住者証明書を送付することにより行うものとする。 (第十六条の二第九項関係)

10 6から9までの場合において、1から3までの規定による申請又は1若しくは2の規定による申請に併せてされた4の規定による申出後に第八条第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときその他の出入国在留管理庁長官が当該外国人に特定特別永住者証明書を交付することが相当でないと認める

ときは、6から9までの規定にかかわらず、出入国在留管理庁長官は、特定特別永住者証明書を交付しないことができるものとする。こと。（第十六条の二第十項関係）

11 住民基本台帳に記録されている特別永住者は、1の規定による申請をする場合において、住所地市町村長以外の市町村長を経由して申請することが特定特別永住者証明書の交付を受けようとする者の利便及び迅速な特定特別永住者証明書の交付に資するものとして総務省令・法務省令で定める事情があるときは、当該市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該申請をすることができるとすること。（第十六条の二第十一項関係）

12 7の規定により交付される特定特別永住者証明書を受領する者は、当該住所地市町村の事務所に自ら出頭してこれを行わなければならないものとする。こと。（第十六条の二第十三項関係）

13 第十四条第五項の規定にかかわらず、特別永住者は、1から3までの規定による申請又は1若しくは2の規定による申請に併せてされた4の規定による申出に基づき6から9までの規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるときは、政令で定める場合を除くほか、政令で定める額の手数料を納付しなければならぬものとする。こと。（第十六条の二第十六項関係）

五 個人番号カードの機能の失効等に係る特定特別永住者証明書の取扱いに関する規定の整備

1 特定特別永住者証明書については、第三の一七の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定による個人番号カードの失効は、その特別永住者証明書としての効力に影響を及ぼさないものとする。 (第十六条の三第一項関係)

2 第三の一七の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定又は番号利用法第四十七条の規定に基づく政令の規定による特定特別永住者証明書の返納は、これらの規定にかかわらず、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対して返納する方法により行うものとする。 (第十六条の三第二項関係)

3 2の場合において、当該特定特別永住者証明書を返納する者が引き続き特別永住者に該当するとき、出入国在留管理庁長官は、当該返納の際に、入国審査官に、当該特別永住者に対し、新たな特別永住者証明書を交付させるものとする。 (第十六条の三第三項関係)

4 3の規定により交付される特別永住者証明書を受領する者は、地方出入国在留管理局に自ら出頭してこれを行わなければならないものとする。 (第十六条の三第五項関係)

六 デジタル庁令・総務省令・法務省令への委任に関する規定の整備

四及び五に定めるもののほか、特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項は、デジタル庁令・総務省令・法務省令で定めるものとする。 (第十六条の四関係)

七 特別永住者証明書の受領及び提示等に関する規定の整備

特別永住者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示 (特別永住者証明書電磁的記録 (一) 二の規定による記録をいう。) の内容を確認するために必要な措置を受けることを含む。) を求めたときは、これに応じなければならないものとする。 (第十七条第二項関係)

八 事務の区分に関する規定の整備

四一、四二、四六、四七及び四一〇の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすること。 (第二十四条関係)

九 罰則に関する規定の整備

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (以下「入管特

例法」という。)の改正に伴い、所要の罰則規定を設けること。(第二十六条から第二十八条まで及び第三十一条関係)

十 その他所要の改正を行うこと。

第三 番号利用法の一部改正

一 特定在留カード等の交付に伴う措置等に関する規定の整備

1 出入国在留管理庁長官は、第一の五1若しくは2又は第二の四1から3までの規定による特定在留カード又は特定特別永住者証明書(以下「特定在留カード等」という。)の交付の申請(以下「特定在留カード等交付申請」という。)があつた場合には、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に対し、その旨の通知をし、機構は、当該通知があつた場合には、出入国在留管理庁長官が作成する特定在留カード等について、個人番号の記載及びその電磁的方法による記録その他個人番号カードとしての機能を付加するための措置として主務省令で定める措置を講ずるものとすること。(第十八条の五第一項及び第二項関係)

2 出入国在留管理庁長官は、第一の五4又は第二の四5の規定により特定在留カード等を作成した場

合には、当該特定在留カード等の交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、その旨の通知をし、住所地市町村長は、当該通知があつた場合には、当該特定在留カード等の交付を受けようとする者に係る住民票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号を確認する措置をとらなければならないものとする。この場合において、当該住所地市町村長は、当該措置をとつた旨を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。 （第十八条の五第三項及び第四項関係）

3 出入国在留管理庁長官は、第一の五5から7まで又は第二の四6から9までの規定により特定在留カード等を交付する場合には、特定在留カード等交付申請又は当該特定在留カード等交付申請に係る当該特定在留カード等の引渡しの際に、当該特定在留カード等の交付を受けようとする者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認する措置（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。）をとらなければならないものとする。 （第十八条の五第五項関

係)

4 特定在留カード等交付申請が、第一の五2又は第二の四1若しくは2の規定により住所地市町村長(第二の四1の規定による申請が第二の四11の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由してされた場合には、当該市町村長。以下この4及び二2において同じ。)を経由してされた場合には、当該住所地市町村長は、出入国在留管理庁長官に代わって3に規定する措置をとるものとし、この場合において、当該住所地市町村長は、当該措置をとった旨を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。 (第十八条の五第六項関係)

5 出入国在留管理庁長官は、第一の五5若しくは7若しくは第二の四8若しくは9の規定により特定在留カード等を交付した場合、特定在留カード等の所持を失った者から、入管法第十九条の十二第一項の規定により在留カードの再交付の申請がされた場合若しくは入管特例法第十三条第一項の規定により特別永住者証明書の再交付の申請がされた場合(当該再交付の申請が住所地市町村長を経由してされた場合を除く。)又は入管法第十九条の十五若しくは第一の七2若しくは入管特例法第十六条若しくは第二の五2の規定により特定在留カード等が返納された場合(第一の五9又は入管特例法第十

六条第三項の規定により住所地市町村長を経由して返納された場合を除く。）には、その旨を住所地市町村長に通知するものとする。こと。（第十八条の五第七項関係）

6 個人番号カードの交付を受けている者は、第一の五5から7まで又は第二の四6から9までの規定により特定在留カード等の交付を受ける場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを直接に又は出入国在留管理庁長官を経由して住所地市町村長に返納しなければならないものとし、この場合においては、当該個人番号カードは、その効力を失うものとする。こと。（第十八条の五第八項関係）

7 第一の五5から7まで又は第二の四6から9までの規定により交付された特定在留カード等は、番号利用法（番号利用法第十七条第六項から第九項まで及び第十三項並びに6の規定を除く。）の規定及び当該規定に基づく命令の規定並びに個人番号カードの利用に関する他の法令（番号利用法第十八条の規定に基づく条例を含む。）の規定の適用については、番号利用法第十七条第一項の規定により交付された個人番号カードとみなすものとする。こと。（第十八条の五第九項関係）

8 特定在留カード等が入管法第十九条の十四又は入管特例法第十五条の規定によりその効力を失った

場合には、7の規定により番号利用法第十七条第一項の規定により交付された個人番号カードとみなされた場合における当該個人番号カードも、その効力を失うものとする。 (第十八条の五第十項 関係)

二 個人番号カードの発行等に関する手数料に関する規定の整備

1 機構は、一1に規定する措置に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができるものとする。 (第十八条の六第一項関係)

2 機構は、1の手数料の徴収の事務を出入国在留管理庁長官(一4の規定により住所地市町村長が一3に規定する措置をとる場合にあっては、当該住所地市町村長)に委託することができるものとする。 (第十八条の六第三項関係)

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正

一 電子証明書の発行に関する規定の整備

住民基本台帳に記録されている中長期在留者又は平和条約国籍離脱者若しくは平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格をもって在留するものは、第一の五1又は第二の四3の規定による特定在留カード等の交付の申請に併せて、出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をすることができるとすること。（第三条の三第一項及び第二十二條の三第一項関係）

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第五 附則

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。（附則第一条から第五条まで及び第十一条関係）

二 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第六条から第十条まで関係）